様式第 6 (第 2 条関係) (令 2 国交令98·一部改正)

 裁決
 申
 請
 書

 裁決申請者
 住所

 氏名

 相
 手
 方
 住所

 氏名

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (第9条) 第32条 の規定による損失の補償第37条/

について同法 (第9条において準用する土地収用法第94条第1項 第32条第2項(第37条第2項において準用する場合を含む。))の規

定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 損失の事実
- 3 損失の補償の見積り及びその内訳
- 4 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所 氏名

収用委員会 御中

## 備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「損失の事実」については、発生の場所、時期をあわせて記載すること。
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 4 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を 明らかにすること。
- 5 不要の部分は消すこと。